

公示番号：19a01037

国名：セネガル国

担当部署：人間開発部 基礎教育グループ 第二チーム

案件名：基礎教育算数能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（教育セクター分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：教育セクター分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月下旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.55M/M、現地 0.70M/M、合計 1.25M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)
(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年1月21日 (火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	教育セクター分析に係る各種調査
対象国／類似地域	セネガル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要。

6. 業務の背景

セネガルの初等教育就学率は71.8%（2000年）から86.4%（2018年）に改善したものの（教育省、2019年）、社会的・経済的理由から、6歳から16歳までの子どもの内4割近くが依然として学校に通えていない状況である（WB、2018年）。特にジュルベル、カフリン、ルーガ、マタム、タンバクンダといった地方部に不就学児童が集中しており、教育のアクセスにおいては地域間格差が大きな課題になっている。教育の質も深刻な状況にあり、初等修了率は59.8%（2019年）で、近年5年は低下の傾向にあるだけでなく（2013年60.40%→2018年59.8%、教育省）、サブサハラアフリカ平均68%（WB、2019年）も大きく下回っている。国際的な学力調査の結果によれば、2年生の内7割近い子どもが教授言語である仏語の基礎的な読み書きができず、また、4割近い子どもが基礎的な計算などの算数能力を習得できていない（PASEC、2014年）。

このような現状を踏まえ、セネガル政府は国家開発計画である「セネガル新興計画（Plan Sénégal Emergent : PSE）」（2014年2月）において、「2035年までに社会的連帯と法の統治に基づく新興国へと成長する」ことを目標に掲げ、そのための人的資本形成に向けて、全国民への質の高い教育サービスの提供を重視している。

同国家開発計画を受け、教育セクターでは2013年にセクター開発計画として、「教育の質、公平性及び透明性改善プログラム（Programme d'Amélioration de la Qualité, de l'Équité et de la Transparence-Education/Formation : PAQUET-EF, 2013-2025）」を策定し、①ニーズに合致した十分な教育・訓練サービス、②全ての段階における教育・訓練サービスの内部・外部効率性の改善、③教育・訓練システムにおける高いガバナンスの達成を三本柱として、中・長期的な戦略、活動計画を定めている。その中でも、主要優先課題として、「10年間の基礎教育の普遍化」、「子どもたちの学びの改善」、「より効果・効率・包括的なガバナンスを目的とした教育計画管理の地方分権化・分散化の促進・強化」等に取り組むとしている。また、国の持続的な経済成長を下支えする人材育成を重視していることから、教科としては理数科教育の強化を特に重視しており、本事業は主要優先課題の中で主に「子どもの学びの改善」及び「理数科教育の強化」に位置付けられるものである。

我が国は、対セネガル国別開発方針（2014年4月）において、「西アフリカ地域の安定と発展を支える経済開発と社会開発の支援」を基本方針として掲げるとともに、重点分野「基礎的社会サービスの向上」の一環として「基礎教育向上プログラム」を実施している。同プログラムでは、教育への公平なアクセスと質の改善のための支援や教育行政の改善などに取り組むこととしており、これまでアクセス面では小中学校

の建設、質の改善においては理数科教育の強化、その双方に関連する学校運営の改善などに取組んできた。理数科分野では、現職教員研修の制度構築を行い、セネガル全土の約 55,000 名の初等教員の能力強化に貢献した（技術協力プロジェクト「理数科教育改善プロジェクト（フェーズ 1、2）（PREMST）」）。学校運営改善においてはパイロット州において住民参加型の学校運営委員会（CGE）の設立・機能強化のモデル開発に続き、全国 14 州、約 9,000 校のすべての公立小学校への同モデルの普及過程における技術支援を行った。これらの事業により、教員の能力は強化され、学校運営委員会の活動により学校の環境改善が図られた（技術協力プロジェクト「教育環境改善プロジェクト（フェーズ 1、2）（PAES）」）。

これらの成果を子どもの学びの改善につなげていくべく、2015 年から 2019 年にかけて、初等レベルにおける算数の基礎的能力の向上を目指す事業が行われた（技術協力プロジェクト「初等教育算数能力向上プロジェクト（PAAME）」）。同事業では、数と計算といった算数の基礎的学力習得に必要な領域において、教員が教室の中で実践的に活用できる手引書やビデオ教材の開発、子どもの学習時間を確保するため学校運営委員会による補習授業の実施、そして子どもの学習状況を把握・関係者と共有するための学習アセスメントの徹底などに取り組んだ。同事業により授業の中及び外の両面で学習改善が図られるようになり、パイロット地域における子どもの計算能力の向上が確認された。

上記成果を踏まえ、セネガル政府は我が国政府に対し、先行案件で試行された算数能力向上の取組みを全国に普及・定着させることを目的とした制度化・体制構築支援にかかる技術協力の要請を行った。

本詳細計画策定調査では、先行案件の成果を踏まえ、子どもの算数能力向上に資する取組みを同国の教育システムに組み込み制度化させ、全国に普及し、持続的に活動を継続していくための技術協力プロジェクトの枠組みにつき実施機関関係者と協議を行う。本調査の現地調査は 2 回に分けて実施する。第一回現地調査では、技術協力にかかるスコープと基本計画（PDM 及び PO 案）につき先方と協議・策定し、第二回現地調査（今次公示の対象業務）では、他ドナーの協力にかかる具体的な活動やスケジュール、資金フロー等を含め教育セクター全体の現状把握を行い、事業実施段階における他ドナーとの連携検討に必要な情報収集を行うとともに、子どもの学びの改善の達成に際しボトルネックとなる課題の整理・分析を行い、事業実施に当たっての留意事項につき提言をまとめることとする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る情報収集・分析のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、JICA 職員が作成する報告書（案）全体の取りまとめに協力する。
具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2020 年 1 月下旬）

- ①これまでの基礎教育セクターにおける技術協力プロジェクト（PREMST、PAES、PAAME）について、既存資料等をレビューし、成果・課題について把握する。
- ②既存資料、文献等をレビューし、国家開発計画（PSE）における基礎教育・人的資本開発の位置づけ、同計画に基づく教育関連の優先政策、戦略の整理を行

う。

- ③既存資料、文献等をレビューし、教育セクター開発計画（PAQUET-EF）の概要（目標、戦略、活動）を把握する。
- ④既存資料、文献等をレビューし、基礎教育セクター（本調査では就学前から後期中等までを含む）における主要ドナー（世銀、GPE、AFD、USAID、UNICEF等）の援助方針、支援実績、支援方法等を把握する。
- ⑤既存資料、文献等をレビューし、教育アクセスおよび教育の質の現状にかかる基礎的データ（就学動向、学習成果達成度等）を把握する。
- ⑥既存資料、文献等をレビューの上、現地調査で収集すべき情報を検討し、セネガル側関係機関（C/P 機関、ドナー等）に対する質問票（案）（英又は仏文）を作成する。

（2）現地業務期間（2020年2月上旬～2月下旬）

- ①基礎教育セクター（就学前から後期中等までを含む）の担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握、課題を分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア）教育セクター開発計画（PAQUET-EF）の実施状況（達成状況）、課題、PAQUET-EFにおけるJICA協力（今次要請）の位置づけ
 - イ）国家開発計画（PSE）及び教育セクター開発計画（PAQUET-EF）における理数科教育の位置づけ、理数科教育強化にかかるこれまでの取組・成果・今後の方向性
 - ウ）教育アクセスに係る現状・課題（就学動向把握及び就学予測等）、特に女子教育の現状・課題、女子教育促進にかかるこれまでの取組・成果・今後の方向性
 - エ）成人識字率とノンフォーマル教育の現状と課題
 - オ）学習成果の達成状況及び課題（全国統一試験（CFEE、BFEM）の結果、国際学力調査（PASEC、PISA-D）の結果及びその経年変化等の確認）、学習成果・達成の評価の仕組み（計画、実態）
 - カ）学校における学習環境の把握及び課題（教室当たり児童数、年間授業時間数（法定及び実態）の把握等）
 - キ）教材配布状況（教育段階、可能であれば学年及び科目ごとの児童・一人当たりの教科書保有率の把握）及び課題、教材開発主体とその能力、教材選択・購入の権限の所在、教科書の調達・配布の流れ（計画と実態）、民間企業の役割・国内業者の把握
 - ク）教員資格、教員配置状況、教員研修制度（INSET、PRESET）の現状・課題
 - ケ）教員管理制度（教員の採用、監督、昇進、移動、罷免の制度やそれらの権限主体の把握）の現状・課題
 - コ）教育行政の現状・課題（教育省のマネジメント能力の分析。組織体制、各組織のTORとその実態、地方分権化組織の役割・権限と実態、地方分散化組織の役割・権限と実態、データ管理（EMIS）と事業計画への活用状況、他関係省庁との調整能力、事業実施や予算管理・執行に関する教育省の意思決定プロセス等。特に公共調達及び予算執行が適時になされない要因・ボトルネックとなっている事項を明らかにする）
 - サ）教育財政の現状・課題（国家予算・支出に占める教育セクターの割

合、公的教育予算・支出に占める各教育段階の割合、政府経常予算に占める教育セクター経常経費の割合、教育経常予算・支出の内訳、教育予算・支出における国内・対外予算の割合、対外援助予算管理制度、教育支出における私的教育支出の割合、ユニットコスト分析、中期的教師需要・必要経費予測、教育予算・公共支出管理制度等)

シ) 基礎教育セクター（就学前から後期中等までを含む）における主要ドナー（世銀、GPE、AFD、USAID、UNICEF等）の援助方針、支援実績、支援方法（具体的活動・インプット）、支援地域、今後の方向性等、ドナー間の援助調整の仕組み

ス) 世銀の協カプログラムの中で進めるPerformance Based Contract (PBC)、学校運営、学校交付金・補助金支援の概要、実際の供与状況、補助金の管理・活用状況とその成果、学校補助金事業の持続性（政策面・財務面）、県視学官事務所（IEF）におけるPBCの導入・実施状況とその成果・課題

②本事業の基本計画案を踏まえ、他ドナー（特に世銀、AFD）との連携方法につき、提案を行う。

③教育セクター開発計画の目標（特に子どもの学びの改善）達成のボトルネックとなる課題を洗い出し、本事業の実施にあたり留意すべき事項を提言するとともに、将来的な支援策案（無償、有償資金協力を含む）につき提案を行う。

④担当分野に係る現地調査結果を JICA セネガル事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2020年2月下旬～3月上旬）

①担当分野にかかる情報収集・分析結果をまとめた現地調査報告書案（収集情報の一覧、面談相手一覧を含む）を作成する。

②JICAの求めに応じ、調査結果につき JICA 人間開発部に報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書（和文3部）

担当分野にかかる現地調査報告書（案）（和文）を添付し、2020年3月9日までに体裁は簡易製本として、電子データを併せて提出することとする。

(2) 収集情報一式（タイトル、概要を示す一覧表を作成すること）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2020年2月8日～2月28日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。ただし、JICA 団員による調査は第一回現地調査で行われ、第二回現地調査は本業務従事者のみ単独で行います。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 算数教育 (JICA)
- ウ) 研修計画 (JICA)
- エ) 協力企画 (JICA)
- オ) 教育セクター分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICA セネガル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
必要な場合に英語⇄仏語の現地通訳・翻訳者の備上は可能です。
- オ) 現地日程のアレンジ
関係機関との最初のアポイントメントは JICA がアレンジしますが、その後はコンサルタントが調整を行うこととします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ 基礎教育セクター情報収集・確認調査 国別基礎教育セクター分析報告書 (2012年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007330.html>
- ・ 理数科教育改善プロジェクトフェーズ2事業完了報告書 (2015年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031443.html>
- ・ 教育環境改善プロジェクトフェーズ2終了時評価調査報告書 (2015年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025035.html>
- ・ 教育環境プロジェクトフェーズ2技術協力プロジェクト事業完了報告書 (2015年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031442.html>

②本業務に関する以下の資料は、以下関係機関のウェブサイトにて公開されています。

- ・ 教育省年報 (Rapport national sur la situation de l'éducation)

- <https://men.education.sn/>
- ・ 教育省年次統計 (Annuaire Statistiques)
 - <https://men.education.sn/>
- ・ セネガル教育開発セクター計画 (PAQUET-EF)
 - 初版 (2013-2030)
 - <https://www.sec.gouv.sn/sites/default/files/PAQUETEF.pdf>
 - 改訂版 (2018-2030)
 - https://planipolis.iiep.unesco.org/sites/planipolis/files/ressources/paquetvf_senegal.pdf
- ・ セネガル国家開発計画 (PSE)
 - <https://www.sec.gouv.sn/dossiers/plan-s%C3%A9n%C3%A9gal-emergent-pse>

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上